平成２８年（フ）第５６号
宮崎市大塚町横立1504番地５　めぐみハイツ101号
債務者　原口　岱
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７号
北海道余市郡余市町美園町208番地19
債務者　松浦　麻美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３０号
北海道小樽市入船５丁目５番17号　伊藤アパート１階右、前住所北海道小樽市入船４丁目35番14号　ズシアパート１Ｆ右
債務者　谷垣　友美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１２号
富山市八尾町黒田521番地　レジーナⅡ202号
債務者　澤山　晶子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
富山市堀32番地４　リビングタウン上堀Ｃ棟102号、前住所富山市窪新町９番36―205号レオパレスＲＥＮ
債務者　堀井　明美（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
富山市稲代191番地20
債務者　東都　栄子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
長野県安曇野市穂高北穂高504番地
債務者　殿村　浩
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６号
兵庫県宝塚市旭町２丁目17番11号
債務者　鈴木　淳子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目１番37―405号
債務者　川原　眞二
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
奈良県香芝市鎌田494番地　ファミールコートＢ棟102号
債務者　成年被後見人　内田　栄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲３番地５
債務者　大久保暢之
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第５９号
宮崎市大坪西１丁目11番１―24号　市営住宅133棟
債務者　松元　智恵
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
宮城県大崎市田尻大貫字北長根161番地１
債務者　珍田　順子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番74番地１、従前の住所宮城県加美郡加美町城生字前田42番地　前田住宅５－２－２
債務者　浅野　久美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
千葉県柏市大井2715番地
債務者　石戸　広樹
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９０号
千葉県松戸市五香１丁目21番地の16　ラフィーヌ・アン101号
債務者　本　塁次
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９６号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目16番20号（トキワハイツ203号）
債務者　黒田　明美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部